

公立大学法人岩手県立大学と株式会社テムテック研究所との包括的連携
に関する協定書

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と株式会社テムテック研究所（以下「乙」という。）は、甲乙間の包括的な連携の検討に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の間の包括的連携のもと、双方の人的・知的資源の活用を図りながら地域が抱える諸課題に対応し、地域の発展と教育研究活動の推進等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- （1）オープンラボについて両者は相互交流し、活用活性化を行なうこと。
- （2）両者は定期的に協議を行い、オープンラボ事業企画を作成、実践すること。
- （3）両者が合意したテーマでの共同研究を実施し、研究成果に基づく新規事業プロジェクトの立上げについて検討すること。
- （4）イノベーション人財および起業家人財育成の為の支援プログラムを作成すること。
- （5）その他両者協議により取り組むべきと判断したこと。

2 本条に定める事項の一部は甲と乙とが連携し地域企業・団体の協力と活性化を目指す。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、第2条 連携事項の実施方法に関しては甲乙相互に協議し個別に覚書等を作り実行する。

（秘密保持義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際して、相手方（以下本条において「開示者」という。）から「秘密情報」として宣言された情報については、甲及び乙は、「秘密情報」としこれを厳守し、本協定の履行以外の目的に利用し、又は如何なる第三者に対してもこれを開示、漏洩してはならない。但し、事前に相手方の書面等による承諾を得た場合又は、法令により開示を義務付けられた場合には、この限りでない。

- 2 甲及び乙との連携による研究開発は、その事案ごとに機密保持契約を結ぶこととする。
- 3 個別の機密保持契約書は、契約期間終了後も3年間は有効とする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による別段の申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協定の見直し）

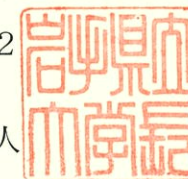
第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議のうえ書面による合意にてこれを定めるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して、これを解決するものとする。

令和2年3月1日

甲 岩手県滝沢市菓子152-52
公立大学法人岩手県立大学
学長 鈴木 厚人



乙 東京都中央区月島2-7-13
株式会社テムテック研究所
代表取締役社長 相澤 満芳

